

事前質問事項に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>現在の保育士の実際の給与は、園で規定の給与に、人材確保費及び処遇改善費を加えた金額が支払われているが、新制度での仕組みはどうなるのか。新制度の運営を考える上で、予算の中でも人材費の占める割合は大きいと、処遇改善の仕組み等、宇都宮市として現時点での考え、情報等を教えてもらいたい。</p>	<p>市単独補助事業の乳幼児担当保育士増員費は、職員配置（国基準6：1）を3：1にした場合、乳幼児に手厚い保育を実施するための保育士への人件費を補助してきた経緯があります。予算編成に合わせ、新制度における市単独補助については、保育の質の改善、量の拡充が見込まれる公定価格等を踏まえ、現在、検討している段階であります。</p>
2	<p>これまで、宇都宮市では1歳児の職員配置を3：1にしており、これについては、全国的にもとても優れている制度なので、平成27年度以降も継続してもらいたい。</p>	
3	<p>1号認定新入園児の支給認定と2・3号認定新入園児の支給認定の方法を教えてください。（何月頃、どのような方法で、今後も27年度に向けての方法と同じままでいくのかなど）</p>	<p>支給認定の手続きの流れについては、事業者説明会の「資料4」の「別紙3-1、3-2」（支給認定申請及び支給認定証交付、利用調整から契約までの流れ（1号認定希望者）及び（2号・3号認定希望者））をご確認ください。</p>
4	<p>認定こども園に入園する際、入園希望者が必ず一度は園を見学することができないか。（入園申請書の提出窓口を園で一本化するなど）</p>	<p>現在、入所申込みをされる保護者に対し、保育施設等の事前見学を勧奨し、保育方針内容や保育料以外の費用などを確認していただくよう、ご案内をしております。新制度にあたっては、保護者の多様な選択が可能となるよう、引き続き見学の勧奨を行うとともに、幅広く情報提供していきます。また、施設の皆さまにおいても、入所前に利用者に対し「運営規定」等の重要事項を書面で交付し説明を行い、同意を得る必要がありますことから、遺漏なくお願いいたします。また、申請書の提出窓口の一本化については、利用者の利便性を考慮し、提出窓口を現行どおり、施設及び本庁保育課、地域自治センター等で考えております。</p>
5	<p>避難訓練の方法と回数に決まりは出てくるのか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園における避難消火訓練については、「宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」とされていることから、保育所と同等の基準が適用されることとなっております。</p>

No.	質問	回答
6	県で行っていた学校基本調査はどうなるのか。 (保育園籍の願書が必要か)	平成26年8月18日に栃木県より、「平成27年度学校基本調査における調査項目等の改正について」の通知があったところです。内容については、平成27年度より「幼保連携型認定こども園」の創設に伴い、調査票の新設・変更することとなっております。
7	身体測定の方法と回数に決まりは出てくるのか。	幼保連携型認定こども園における身体測定については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、園児の発達の状況について、「定期的、継続的に」把握することとされていることから、園児の発達段階に応じた必要な回数を実施していただく必要があります。 なお、健康診断については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」において、「入園時及び毎年2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。」とされておりますので、遺漏なくお願いいたします。
8	①保育認定はどのように進めるのか。 ②在園児は標準時間認定となるのか。 ③短時間の子の保育時間を設定するということが、現実的に無理があるのではないか。どう考えていけば良いのか、また市としてどう考えるのか。	①支給認定の手続きの流れについては、No.2と同様です。 ②在園児の認定区分については、客観的に保育短時間認定に該当する場合であっても保育標準時間認定とします。 ※保育短時間認定を希望する場合は、申請により認定区分を変更します。 ③保育短時間認定の利用時間帯設定については、各施設等において設定することとされております。
9	障がい児や発達支援児についてはどう考えているのか。公定価格では触れられていないので、どのような方針で進めていくのか教えてもらいたい。	現在、障がい児保育の実施については、「発達支援児保育審査会」において、児童の特別な支援の必要性について総合的に判断し、その上で発達支援児2人に対して1人の保育士を雇用できる費用を補助しているところであります。 障がい児保育に対する支援体制については、公定価格等を踏まえながら、現在、予算編成の中で検討しているところであります。
10	母親が産休、育休をとった時の対応はどのようになるのか。	産前産後休暇については、現行の出産要件と同様に、出産予定日を含む月の前後2か月を保育の必要性として考えております。 育児休業取得については、「3歳児以上のすべての子どもへの学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育」が国から示されていることから、3歳～5歳児クラスを対象に、出産日から1年間の育児休業中の継続を認め、また、0歳～2歳児については、保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化に好ましくないと考えられる場合に継続を認めることを基本として考えております。